

平成 27 年 10 月 19 日

平成 28 年度予算編成方針

米原市長 平尾道雄

1 社会経済情勢および国の動向

内閣府の月例経済報告（平成 27 年 10 月）によると、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」と報告され、中国経済の減速の影響により企業の生産が減少していることなどから 1 年ぶりに景気判断を下方修正し、先行きについては、「雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復」していくことが期待されている。

国においては、7 月に「平成 28 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」の閣議了解がされ、「経済・財政再生計画」の初年度予算として、本格的な歳出改革に取り組み、施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとされている。

これを受け、各省庁からの概算要求総額は、一般会計ベースで過去最大の 102 兆 4,099 億円と 2 年連続で 100 兆円に達し、このうち、人口減少対策や地域活性化など「地方創生」に関する特別枠「新しい日本のための優先課題推進枠」は、上限に迫る 3 兆 8,529 億円となっている。

なお、先駆的な取組を後押しする地方創生の深化のための「新型交付金」の概算要求額は 1,080 億円で、その取扱いについては今後制度設計が進められることとなっている。

また、第 3 次改造内閣が発足し、新たな 3 本の矢を掲げ、「一億総活躍社会」の実現に向けて、年内に第 1 弾の対策を打ち出すとされており、今後の経済対策等の動向を注視する必要がある。

2 県の動向

県においては、人口減少や少子高齢化など、解決すべき多くの行政課題に直面していることから、最少の経費で最大の効果を挙げるため、「攻め」「見える」「前向き」の 3 つの視点による行政経営を目指すこととしている。

平成 28 年度に向けては、本年 8 月に「平成 28 年度に向けた施策構築について」が示され、県政経営の総合的な推進のための基本方針である滋賀県基本構想の計画期間 2 年目に当たり、目標達成に向けた土台を確かなものとする重要な年と位置付け、基本理念である「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の実現に向け、7 つの重点政策を着実に推進していくこととしている。また、48 年ぶりに人口が減少に転じ、人口減少の局面に入ったと推測される中、今月末を目途に策定される「(仮称)人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」をエンジンとしながら、施策の重点化を図り、基本構想を推進していくこととしている。予算上の取扱いとしては、重点テーマを具現化するた

めの真に必要となるソフト事業に係る特別枠を設けることとしている。

3 本市の財政状況と直面する行政課題

本市の財政状況は、平成26年度普通会計決算による主な財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は84.7%で、平成25年度と比べて3.6ポイント悪化、公債費の負担割合を示す実質公債費比率は、3か年平均で5.8%となり、平成25年度より1.2ポイント改善した。また、将来負担比率も2年ぶりにプラス表示となる9.4%（前年度「算定なし」）という結果となり、普通交付税の合併算定替の段階的縮減期間（平成27年度影響額▲0.8億円）に入った中、以前から示してきたとおり、今後の財政運営は極めて厳しい状況に向かうこととなる。

このような状況の中、米原駅東部土地地区画整理事業の保留地販売状況は、進出意向事業者との協議などの動きはあるものの新たな契約締結には至っておらず、平成29年度の起債償還財源の確保が懸念されるところである。また、米原小学校区の保育・教育施設再編方針に基づく就学前施設の再整備、老朽化した防災行政無線の市内全域再整備、さらには庁舎等整備基本構想や今年度から策定している公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再編・長寿命化などのハード面の課題にも取り組んでいかなければならない。一方では、直面する人口減少対策の戦略としての子育て支援、就労・定住促進支援、さらには増大する社会保障関連経費への対応など直面する諸課題に対応していかなければならない。

その上で、財政規模のスリム化を図るための事務事業の整理が急務であることを念頭に置きながら、平成28年度の予算編成は、限られた財源の中で施策を着実に推進していくために、緊急性、妥当性などを見極めながら厳しい選択を迫られることになる。

4 平成28年度施策の基本方針

市が行う各施策は、現世代が安心して暮らすことができ、かつ、将来の世代に責任が持てるものでなければならない。このことを念頭に置き、「平成28年度施策構築に当たっての骨格指針」（平成27年7月28日付け市長通知。以下「骨格指針」という。）に示したとおり、以下に掲げる取組を重点取組事項とする。

【重点取組事項】

- ① 子どもや女性、若者等が未来に夢を持てるまちづくり
- ② 生き生きと健やかに暮らせる支え合いのまちづくり
- ③ 安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくり
- ④ 地域と市民に寄り添い、共に歩む未来創生のまちづくり

また、第1次総合計画基本構想および後期基本計画の最終年度であることを踏まえつつ、今月末に完成する「まち・ひと・しごと 米原創生総合戦略」に基づく基本目標の達成に向けた戦略的取組事項の推進を図ることとする。

5 予算編成の基本方針

平成28年度は、合併10年を越え、もはや合併新市ではない新たな米原を創生するスタート年度とすることを念頭に置き、職員一人一人が人口減少の克服に立ち向かい、市民一人一人に寄り添う気概を持ち、「住んで良かった」と実感できる予算を作り上げることを基本方針とする。ついては、現場主義に立った創意工夫による施策展開や市民サービスの向上への取組を特に推進するものとし、「4 平成28年度施策の基本方針」に沿って、市の役割や施策の緊急度、重要度を的確に判断し、「選択と集中」により真に必要な行政サービスを見極め、メリハリのある予算編成を行うこととする。また、中期財政計画（平成27年10月策定）を踏まえ、中長期的な視点に立った持続可能な行財政基盤の確立を目指し、財政の健全化を推進することとする。

各部局においては、各施策の目標に対する進捗状況、社会の動き、予算執行状況など十分な分析を行った上で、次の事項に留意しながら年間予算を見積もることとする。

(1) 全般的事項

- ア 各部局長は、オータムレビューを踏まえた部局別重点目標の再精査を行い、部局間・部局内での協議・調整を迅速に進め、真に必要な性の高い施策・事業への重点化を図り、戦略、方針を明確にすること。
- イ 骨格指針に示されている重点取組事項および戦略的取組事項に関するものについては、重点的に予算配分するものとする。各部局においては、経営資源を最大限に生かし、積極的に新規提案事業を盛り込むこと。なお、地方創生に係る新型交付金の活用を視野に入れた戦略的取組事項に関するものについては、政策推進部みらい創生課と十分な協議を行うこと。
- ウ 新規提案事業に係る予算要求に当たっては、行政経営の視点に立ち、目的志向・成果重視による十分な検討を行った上で要求すること。なお、財源については、既存の事務事業の廃止・縮小を行う中で所要財源を確保すること。また、必要に応じ予算要求までに総務部財政課と協議し、所要の手続を終えること。
- エ 「平成27年度部局別戦略ヒアリング（オータムレビュー）の概要について（別途通知）」および「総合計画実施計画事務ヒアリングの結果概要（平成27年9月政策推進課長および財政課長通知）」を踏まえること。

- オ 国の2016年度予算概算要求における関係省庁の重点施策等の情報収集に努めるとともに、あらゆる手段を講じて補助事業の採択に向け、時機を逃すことなく積極的な要望活動を行い、財源を獲得すること。
- カ 課題解決に向け、他の部局とタイアップして施策を推進する方が効果的、または早期に目的が達成できるものについては、優先的に予算配分を講じることとする。よって、関連のある部局については部局間で綿密な連携を図り、それぞれの役割を明確にした上で予算要求すること。
- キ 既存事業については、再度、総点検を実施し、類似事業の重複を排除すること。

(2) 財政の健全化の推進

本市の健全な財政基盤を継続するため、適正な予算規模の維持のほか、これまで市債の繰上償還や基金の積立てにも積極的に取り組んできた。予算要求に当たっては、無駄を排除するため、過去の決算や執行状況等について徹底した分析・検証を行うとともに、事業の評価や実績を踏まえた必要最少限の予算見積りを行い、全庁を挙げて財源不足を縮減することとする。

(3) 行財政改革の推進

行財政改革の推進に当たっては骨格指針でも示しているとおり、簡素で効率的な行政運営を目指し、スリム化を中心とする「量の改革」に加え、仕事の仕方そのものを見直す「質の改革」を推進し、政策効果が乏しい施策については廃止すること。「何をやめ、何を残し、何に新しく取り組むのか」という厳しい選択を行い、制度の根幹にまで立ち返って検証し、事務事業の整理合理化を徹底して行うこととする。

(4) 都市経営マネジメントの推進

各施策の実施に当たっては、民間の発想の手法やアウトソーシングの導入など、工夫を凝らすとともに、実効性の高い施策を構築すること。また、あらゆる観点から協働のまちづくりを推進するとともに、市民団体の組織力や地域力の向上を目指すこととする。また、予算措置に当たっては、各部局が説明責任を果たし、市政運営における市民との情報共有を図るものとする。

(5) 歳入の確保

市政運営における貴重な財源確保と負担の公平性の観点から、市税等の収納率の向上に努めることはもとより、収入未済額の縮減につながる取組を積極的に提案すること。また、使用料の見直しに係る経過措置の影響も適正に把握するとともに、一般財源充当の適正化を図ること。国県支出金については、国や県の予算（補正予算を含む。）の動向に注視するとともに、その獲得に努めるものとし、補助金等の減額や制度の廃止があった場合には、漫然と市費に振り替えることなく、廃止も含めた抜本的な事業の見直しを必ず行うこと。

6 特別会計および企業会計について

特別会計および企業会計における平成 28 年度予算編成に当たっては、一般会計と同様の取扱いとする。については、各会計の経営状況や諸課題を的確に捉え、適切な予算を見積もること。特に、使用料、保険料等の市民負担の適正化を基本に財源の確保を図るとともに、将来にわたる収支見通しに基づく経費の節減、合理化に努めることとする。また、一般会計からの繰入れについては、基準内繰出し、基準外繰出しを明確にした上で、繰出基準の範囲内とすることを基本にして、財政運営の確保を図ることとする。

(1) 国民健康保険事業特別会計

被保険者数の推移、医療費の見込みについて検証し、さらには関係所管部署の積極的な連携による医療費適正化に向けた新たな取組を提案し、今後の財政収支を見通した上で、予算編成に取り組むこと。

(2) 介護保険事業特別会計

「第 6 期介護保険事業計画」に基づき、次年度以降の見込みについて分析した上で予算編成に取り組むこと。特に平成 27 年度に取り組んだ給付適正化事業の検証を踏まえるとともに、更なる給付の適正化、総合事業への円滑な移行、相互のつながりを通じた地域づくりと元気な高齢者づくりなど、部内の積極的な連携による事業展開を図ること。

(3) 後期高齢者医療事業特別会計

保険料改定に伴う適正な保険料収入と給付費の動向を把握し、次年度の見込みについての根拠を明らかにした上で、予算編成に取り組むこと。

(4) 農業集落排水事業特別会計および流域関連公共下水道事業特別会計

平成 30 年度の地方公営企業法適用を見据え、施設の長寿命化対策、耐震化対策、農業集落

排水施設の公共下水道への接続などの事業計画を踏まえた中長期的な財政収支見通しを示すとともに、コンポストセンター事業の廃止とその影響も踏まえた上で、予算編成に取り組むこと。特に使用料等については、中長期的見通しに立って改定を検討すること。

(5) 米原駅東部土地区画整理事業特別会計

平成 28 年度決算見込みを考慮し、平成 29 年度事業完了に向けた資金収支計画を見直した上で、予算編成に当たること。

(6) 住宅団地造成事業特別会計

販売残区画の早期完売に向けた予算編成に取り組むこと。

(7) 水道事業会計

安定した水道水供給のため、水道施設の整備を進めるとともに、有収率向上のための適正な予算を見積もること。あわせて、市水道事業に基づく事業年次計画および収支計画を検証し、見直すこと。